○関東地方整備局告示第三百八十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十一月七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

関東地方整備局長　8

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	倉持　政宣
変更後	片田　友昭、高島　豊徳

(2)　変更年月日

平成二十四年六月二十一日

○関東地方整備局告示第三百九十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十一月七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

関東地方整備局長　8

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	安藤　弘志
変更後	土渕　裕

(2)　変更年月日

平成二十四年七月十八日

○関東地方整備局告示第三百九十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十一月七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

関東地方整備局長　15

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社神奈川建築確認検査機関

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	奥富　誠
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十四年十月三十一日

○関東地方整備局告示第三百九十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十一月七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

関東地方整備局長　25

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

日本建築検査協会株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	野村　清成
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十四年十月三十一日

○北陸地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月七日　北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十八号　妙高市大字長森字石蔵九六六番一から同市大字長森字石蔵九一〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月七日

○北陸地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月七日　北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長岡市寺島町字新助一八七番一地内	前	二九・四〇～二九・七〇メートル	〇・〇六三キロメートル
	後	二九・四〇～三〇・二〇メートル	〇・〇六三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月七日　北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　長岡市寺島町字新助一八七番一地内　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月七日